

財政制度等審議会・財政制度分科会の資料に対する見解

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口里則

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援を展開している。また、介護支援専門員に求められる役割は、利用者の介護予防と自立支援に資するケアマネジメントの実践や医療・介護連携の促進はもちろんのこと、介護保険以外のサービス等の多様な生活支援サービスの開発や対応、家族介護者等の介護離職防止のための相談支援、災害時の被災者支援等、地域を支える担い手として年々大きくなっている。

また、自立支援はもちろんのこと、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種のサービスを選定して提案と説明を行う等で、利用者本位の支援をしている。さらに、近年、ひとり暮らし等による家族機能低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートの必要性は高まり、介護支援専門員が必要に迫られて同行する等対応するケースも増加している状況もある。

日本介護支援専門員協会は、介護支援専門員を中心にケアマネジメントが円滑に実施されていくことが、介護予防・自立支援や介護サービスの地域偏在是正に資する過不足の無い給付を可能とする最善の仕組みであると考えている。確かに、要介護者等の自立が図られることで、結果として介護給付費の抑制が図られることもあるが、自立支援の過程においては、ケアマネジメントにより、健康への支援をはじめリハビリテーションや福祉用具の確保等、多様な介護サービスの投入が必要な場合もある。

さらに、年齢が上昇することで認知症等の出現率が高まる結果が見られるなども考慮する必要があり、ケアマネジメント等によって自立や要介護度の改善が進んだかについては一定期間を見て丁寧に評価する必要があると考えている。

具体的に評価されるべき事項としては、医療介護連携をはじめとする多職種協働であり、他制度との連携であり、地域における社会資源の開発・調整であり、家族支援や介護離職の防止、また、今後大きく増加が見込まれる一人暮らしや認知症、頼れる身寄りがいない高齢者の支援や孤独・孤立対策等である。これらの役割を担いながら、ケアマネジメントを適切に実施することで、ひいては自立支援や要介護度の維持・改善傾向が図られるものとする。

これらを前提として令和8年4月28日の財政制度等審議会・財政制度分科会において「ケアマネジメントの利用者負担と給付のあり方」等の資料が提示されたが、上記の考えに基づき意見を述べさせていただきたい。

1. 「施設介護と在宅介護の不均衡」について

財政制度等審議会・財政制度分科会主な論点：特養等の介護施設においては、ケアプラン作成の費用については基本サービスの一部として利用者負担が生じており、施設介護と在宅介護との間でケアマネジメントの利用者負担について不均衡が生じている。 ※住宅型有料老人ホームにおける介護は、実態上、施設介護に近いと見られ、不均衡が特に問題となる。

<当協会の意見>

まず、財政制度等審議会・財政制度分科会の資料にある「特養等の介護施設においては、ケアプラン作成の費用については基本サービスの一部として利用者負担が生じており、施設介護と在宅介護との間でケアマネジメントの利用者負担について不均衡が生じている」とされているが、これについては、今般の制度改正において資料に記載されている通り、「登録制の対象となる住宅型有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型を設けた上で、利用者負担を導入することとしている」とされたことで結論を得ている。

2. 「ケアマネジメントの役割軽視」について

財政制度等審議会・財政制度分科会主な論点：「利用者負担がないことで、ケアマネジメントの意義が利用者に認識されず、ケアマネジメントが本来果たすべき役割が軽視されており、『事業者と利用者でサービスを決めてプラン作成だけ依頼された』といったケースが確認されている」という記述があり、この要因として「住宅型有料老人ホームにおいては、『同一ホーム内の利用者のケアプランが画一的、限度額いっぱいまでサービスを設定したプランが多い』といった、特に問題があるケースが確認されている」とその要因に関する指摘が行われている。

<当協会の意見>

まず、『事業者と利用者でサービスを決めてプラン作成だけ依頼された』といったケースが確認されている」というケアマネジメントの役割軽視に関する記述について、これは利用者負担がないことが要因ではなく、介護保険サービス事業所を営む事業者を実質的に支配する法人または自然人における経営方針として、ケアマネジメントの役割や介護保険法令上のコンプライアンスが十分理解が得られていないことが要因である可能性がある。

このため、事業所や当該経営主体の法人を超えて実質的に支配する法人または自然人において、介護保険法令に基づくコンプライアンスが実現されるような管理体制や統治を求めるなどの方法がとられることが必要である。

3. 「住宅型有料老人ホームにおける介護報酬の適正化」について

財政制度等審議会・財政制度分科会主な論点：表記については「事業所と同一敷地内に居住する利用者にサービス提供する場合、『同一建物減算』が適用されるが、減算率は限定的であり、住宅型有料老人ホームでサービスを提供する事業者は、利用者宅に訪問する事業者に比して、対労働投入時間で多く介護報酬を得ており、収支差率も良い傾向にある」「令和9年度介護報酬改定において、住宅型有料老人ホームにおいて提供されるケアマネジメント（新たな相談類型）・訪問介護について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合とのサービス提供の実態の違い等を踏まえて、介護報酬を適正化すべき」との指摘が行われている。

<当協会の意見>

居宅介護支援事業所が併設する住宅型有料老人ホーム等の入居者にサービスを提供することに関しては、既に同一建物減算が制度化されており、この減算については、令和6年度介護報酬改定で導入されるにあたって、移動に関する労働時間投入量を十分検討したものであり、すでに適正化はなされていると言えることから、さらなる適正化の必要はない。

現在、住宅型有料老人ホームにおけるケアマネジメントは主に居宅介護支援事業所で行われており、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に関する調査」「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」における自治体アンケート調査では、令和5年6月から8月、また、令和6年6月から8月において、居宅介護支援事業所はいずれも300か所弱の事業所が休廃止で減少している。介護保険制度創設以来最近まで平均収支差が赤字で推移してきたこともあり、居宅介護支援も含めた訪問系サービスにおける介護報酬の適正化は、さらなる事業所の経営悪化を招き事業所の休廃止を加速させる危険性がある。

また、今後新たに制度化される登録施設介護支援は現在の居宅介護支援事業所が指定を受けて、従来通り住宅型有料老人ホームに入居している利用者のケアマネジメントだけでなく、新たに地域生活相談にかかる支援業務も追加される予定であり、現行制度における、利用者の居住先ごとのケアマネジメントの労働投入時間の差異に関する実態のみを前提として、報酬設計の議論をすることは不適當である。

居宅介護支援事業所は、これまで以上に、介護サービスを提供するうえで重要な役割を担う存在となるにも関わらず、介護報酬の適正化はこれらの事業所を疲弊させ、継続したケアマネジメントの提供を難しくさせてしまう可能性もある。このため、介護報酬の適正化ではなく、制度改正後の円滑な移行が図られるためにも、登録施設介護支援の介護報酬を、加算も含めて、現在の居宅介護支援相当分の評価は引き続き行われるべきである。

以上